

報告 第 8 号

平成30年度放棄した債権の報告について

西原町債権管理条例第12条第2項の規定により、放棄した債権について別紙のとおり報告します。

令和元年9月6日提出  
西原町長 上 間 明





## 平成30年度 西原町債権管理条例に基づく債権放棄一覧

債権名	債権数	債権額	第12条第1項						放棄年月日
			第1号 該当	第2号 該当	第3号 該当	第4号 該当	第5号 該当	第6号 該当	
水道料	148 件	500,739 円	件	件	148 件	件	件	件	平成31年3月31日
学校給食費	374 件	1,385,985 円	件	件	374 件	件	件	件	平成31年3月31日
<b>合計</b>	522 件	1,886,724 円	0 件	0 件	522 件	0 件	0 件	0 件	

※債権数は月(期別)ごとにカウント。

※西原町債権管理条例第12条第1項(平成25年4月1日施行)

第1号…生活困窮(生活保護又は同等)

第2号…破産免責(破産法等の規定により、債権者が当該債権について、その責任を免れたとき)

第3号…時効期間満了

第4号…徴収停止、履行延期の特約によるもの以外で、特別の理由により強制執行の措置がとられていないものについて、無資力、又は資力の回復困難

第5号…強制執行(又は債権の申出)後、無資力、又は資力の回復困難

第6号…徴収停止後1年を経過して後、なお無資力、又は資力の回復困難

## 平成30年度 西原町債権管理条例第12条第1項にかかる債権放棄一覧

番号	債権の名称	債権の額	適用号	放棄した事由(第12条第1項該当)	備考
1	水道料	420,520 円	第3号	転居先不詳のため回収できず、時効期間満了	124 件
2	水道料	41,193 円	第3号	倒産・解散・破産のため回収できず、時効期間満了	7 件
3	水道料	39,026 円	第3号	死亡のため回収できず、時効期間満了	17 件
4	学校給食費	1,333,485 円	第3号	督促や訪問を繰り返したが回収できず、時効期間満了	360 件
5	学校給食費	52,500 円	第3号	転居先不詳のため回収できず、時効期間満了	14 件
	合 計	1,886,724 円			522 件